

改正案	現行
<p>(法第三十七条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第二の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8～12 (略)</p> <p>(法第三十八条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第三の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを</p>	<p>(法第三十七条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。</p> <p>8～12 (略)</p> <p>(法第三十八条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。</p>

認定地方公共団体に提出しなければならない。

8～12 (略)

(法第三十九条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第十六条 (略)

2～6 (略)

7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第四の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

8～12 (略)

(法第四十条第一項の指定法人の要件)

第十七条 法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。第四号において「震災特例法」という。）第十八条の三第一項又は第二十六条の三第一項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度（第十号において「積立て年度」という。）において前号に規定する復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設（第

8～12 (略)

(法第三十九条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第十六条 (略)

2～6 (略)

7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8～12 (略)

(法第四十条第一項の指定法人の要件)

第十七条 法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。第四号において「震災特例法」という。）第十八条の三第一項又は第二十六条の三第一項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度において前号に規定する復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設を有するものと見込まれること。

十号において「事業所」という。）（区域外特定事業所を除く。）を有するものと見込まれること。

三〇五（略）

六 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画（以下この項及び第十九条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。

七〇九（略）

十 区域外事業所（第一号に規定する復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。以下この条において同じ。）を有する場合は、次のいずれにも該当するものであること。

イ 区域外事業所において指定に係る復興推進事業に係る主たる業務を行わないこと。

ロ 区域外事業所において使用される従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の三に相当する数又は二人のいづれが多い数以下であること。

ハ 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員の数以上であると見込まれること。

ニ 区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数の合計が、区域外事業所を有しないと仮定し

三〇五（略）

六 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画（以下この条及び第十九条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。

七〇九（略）

た場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員の数の合計を超えると見込まれること。

ホ 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額以上であると見込まれること。

ヘ 区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計を超えると見込まれること。

ト 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度の前年度（区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度が指定を受けようとする事業年度又は連結事業年度であるときは、当該有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度）における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数以上であると見込まれる

として。

2 前項に規定する区域外特定事業所とは、区域外事業所であつて、次条第二項の指定法人が第十九条第一項又は第七項の規定により認定地方公共団体に提出した申請書に記載されたものをいう。

(法第四十条の規定による指定法人の指定の申請手続等)

第十九条 (略)

2 6 (略)

7 指定法人は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。この場合において、指定法人は、当該変更後の別記様式第五の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

8 1 2 (略)

(法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第二十二條 (略)

2 6 (略)

7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第六の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

(法第四十条の規定による指定法人の指定の申請手続等)

第十九条 (略)

2 6 (略)

7 指定法人は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8 1 2 (略)

(法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第二十二條 (略)

2 6 (略)

7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8～12 (略)

(法第四十二条の規定による指定会社の指定の申請手続等)

第二十五条 (略)

2～6 (略)

7 指定会社は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。この場合において、指定会社は、当該変更後の別記様式第七の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

8～11 (略)

別記様式第五の1 (第18条関係)

(略)

1. 事業の内容

(1) 日本標準産業分類における業種

(2) 資本金の額

(3) 常時使用する従業員の数

2. 事業の実施場所

(1) 業務内容に関する記載

	住所	
		当該場所で実施された業務内容

(2) 従業員に関する記載

8～12 (略)

(法第四十二条の規定による指定会社の指定の申請手続等)

第二十五条 (略)

2～6 (略)

7 指定会社は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8～11 (略)

別記様式第五の1 (第18条関係)

(略)

1. 事業の内容

2. 事業の実施場所

(イ) 区域外事業所において使用された従業員の数

区域外事業所において使用
された従業員の数

左欄に計上する従業員が使用さ
れた事業の実施場所（区域外事
業所に限る。）の住所

(ロ) 本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所にお
いて常時使用された従業員の数

本店又は主たる事務所及び
区域外事業所以外の事業所
において常時使用された従
業員

左欄に計上する従業員が常時使
用された事業の実施場所の住所

(注) (イ) 及び (ロ) の表に計上するすべての従業員につい
て、本報告書の提出の日の属する事業年度の前年度に作成さ
れた賃金台帳（労働基準法第108条に規定する賃金台帳をいう
。）の写しを、各事業所ごとに取りまとめて添付すること。

(略)

9. 区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区
域外事業所以外の事業所において常時使用された従業員の雇用及び
当該従業員に対して支給する給与等に関する実績

(1) 区域外事業所を有することとなる日の属する年度から前年度
までの期間における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外
の事業所において常時使用された従業員の数 総計〇〇人

(略)

(2) (1) の従業員に対して支給された給与等の支給額 総計〇〇百万円

(3) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 従業員数 小計〇〇人

(ii) 給与等の支給額 小計〇〇百万円

(ロ) 〇〇年度

(i) 従業員数 小計〇〇人

(ii) 給与等の支給額 小計〇〇百万円

(備考) 1 項目 2. (2) 及び 9 については、前年度において区域

外事業所を有する場合には限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 5 の 4 (第 19 条関係)

(略)

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容

(1) 日本標準産業分類における業種

(2) 資本金の額

(3) 常時使用する従業員の数

2. 事業の実施場所

(1) 業務内容に関する記載

住所	当該場所で実施される業務内容

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 5 の 4 (第 19 条関係)

(略)

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容

2. 事業の実施場所

(2) 従業員に関する記載

(イ) 区域外事業所において使用される従業員の数

区域外事業所において使用される従業員の数	左欄に計上する従業員が使用される事業の実施場所（区域外事業所に限る。）の住所
----------------------	--

(ロ) 本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数

本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員	左欄に計上する従業員が常時使用される事業の実施場所の住所
--	------------------------------

(注) (イ) 及び (ロ) の表に計上するすべての従業員について、本計画書の提出の前日1年間に作成された賃金台帳（労働基準法第108条に規定する賃金台帳をいう。）の写しを、各事業所ごとに取りまとめて添付すること。

(略)

7. 区域外事業所を有する場合と有しない場合との比較

(1) 区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の雇用及び当該従業員に対して支給する給与等に関する計画

(イ) 区域外事業所を有することとなる日の属する年度から積立

(略)

て期間が終了する日の属する年度までの期間における本店又は
主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用
される従業員の数 総計〇〇人

(ロ) (イ) の従業員に対して支給される給与等の支給額 総計
〇〇百万円

(ハ) (イ) の期間内の年度別内訳

(i) 〇〇年度

(a) 予定従業員数 小計〇〇人

(b) 給与等の支給予定額 小計〇〇百万円

(ii) 〇〇年度

(a) 予定従業員数 小計〇〇人

(b) 給与等の支給予定額 小計〇〇百万円

(2) 区域外事業所を有しないと仮定した場合における法人の
常時使用する従業員の雇用及び当該従業員に対して支給する給
与等に関する計画

(イ) (1) (イ) の期間において法人の常時使用すると仮定
される従業員数 総計〇〇人

(ロ) (イ) の従業員に対して支給されると仮定される給与等
の支給額 総計〇〇百万円

(ハ) (1) (イ) の期間内の年度別内訳

(i) 〇〇年度

(a) 予定従業員数 小計〇〇人

(b) 給与等の支給予定額 小計〇〇百万円

(ii) 〇〇年度

(a) 予定従業員数 小計〇〇人

(b) 給与等の支給予定額 小計〇〇百万円

8. 積立て期間内における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数の推移

従業員数	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年
	度	度	度	度	度	度

(備考) 1 項目2. (2)、7及び8については、区域外事業所を有する又は有しようとする場合に限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の5 (第19条関係)

(略)

当社は、東日本大震災復興特別区域法第8条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第12条第1項各号に掲げる指定法人の要件に該当することを宣言します。

(略)

別記様式第5の6 (第19条関係)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第12条第1項各号に掲げる指定法人の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至った

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の5 (第19条関係)

(略)

当社は、東日本大震災復興特別区域法第8条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第12条各号に掲げる指定法人の要件に該当することを宣言します。

(略)

別記様式第5の6 (第19条関係)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第12条各号に掲げる指定法人の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは

ときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(略)

東日本大震災復興特別区域法第11条第1項各号に該当すること。

(略)

注1 (7) は、指定する法人が区域外特定事業所を有する場合は、

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。(9)において「震災特例法」という。)第18条の3第1項又は第26条の3第1項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度(13)から(17)まぶにおいて「積立て年度」という。)において(6)の復興産業集積区域の区域外に区域外特定事業所(東日本大震災復興特別区域法第11条第2項に規定する区域外特定事業所をいう。)以外の事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設(11)から(17)までにおいて「事業所」という。)を有しないものと見込まれること。」とすること。

2 (8)の「3億円以上」は、指定する法人が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第2条の4第6項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第88条の9第6項に規定する中小連結法人(法人税法(昭和40年法律第31号)第2条第12号の7の2に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。)の場合には、「3千万円以上」とすること。

3 指定する法人が区域外特定事業所を有するときは、(10)の次

、直ちにこの指定書を返納してください。

(略)

東日本大震災復興特別区域法第11条各号に該当すること。

(略)

注 (8)の「3億円以上」は、指定する法人が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)附則第15条の4第6項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第88条の9第6項に規定する中小連結法人(法人税法(昭和40年法律第31号)第2条第12号の7の2に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。)の場合は、「

3千万円以上」とすること。

に次のように加えること。

(12) 区域外事業所（6）の復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。（12）から（17）までにおいて同じ。）において指定に係る復興推進事業に係る主たる業務を行わないこと。

(12) 区域外事業所において使用される従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の3に相当する数又は2人のいずれが多い数以下であること。

(13) 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員の数以上であると見込まれること。

(14) 区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員の数の合計を超えると見込まれること。

(15) 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額以上であると見込まれること。

(16) 区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計を超えると見込まれること。

(17) 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度の前年度（区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度が指定を受けようとする事業年度又は連結事業年度であるときは、当該有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度）における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数以上であると見込まれること。